

生活保護法  
中国残留邦人等支援法

指定介護機関の手引

令和2年2月1日改訂版

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局

福祉監査指導課

## はじめに

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付は、「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（以下「生活保護法等」という）により指定された指定介護機関に委託して行われます。

### 生活保護法等に基づく介護機関の指定申請等の手続

#### ○介護保険法によるみなし指定について

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）が平成25年12月13日に公布され、平成26年7月1日から施行されたことにより、指定介護機関の取扱いが見直され、平成26年7月1日以降に介護保険法により指定された事業所は、生活保護法の指定があったものとみなされます（介護サービスを追加する場合も同様です）。

ただし、生活保護法での指定を不要とする場合は、介護保険法での指定又は開設許可日までに、「指定を不要とする申出書」を提出する必要があります。（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）

また、指定の廃止、取消しについても介護保険法による指定の効力と連動します（みなし指定）が、それ以外の事項に関する届出（変更等）は必要です。

【必要書類】 申出書（指定を不要とする申出書）

※「指定を不要とする申出書」は鳥取県公式ホームページからダウンロードできます。

#### ○介護保険法によるみなし指定以外の指定について

平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けた介護機関のうち、生活保護法による指定を受けていない介護機関が生活保護等を受給されている方に介護を提供する場合には、新たに生活保護法等による指定を受けていただく必要があります。

また、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた際に、生活保護法等によるみなし指定を辞退した介護機関についても、生活保護等を受給されている方に介護を提供する場合には、新たに生活保護法等による指定を受けていただく必要があります。

## 【必要書類】

### 1. 申請書 指定申請様式

「生活保護法等による指定介護機関 指定申請書」に必要事項を記入の上、押印して提出してください。

### 2. 誓約書 誓約書様式

「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書」

### 3. 入居に係る利用料が分かる書類

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する介護機関のみ

※指定申請に必要な「申請書」「誓約書」は鳥取県公式ホームページからダウンロードできます。

介護保険法指定日	生活保護法等での指定	手続
平成26年 6月30日以前	生活保護法等の指定済 (平成26年7月1日時点)	特段の手続不要 ※新法の指定を受けたとみなされます。
	生活保護法等の未指定 (平成26年7月1日時点)	申請の手続必要 ※生活保護法等での指定が必要な場合、生活保護法での申請が必要です。
平成26年 7月1日以降	生活保護法等の指定を要する場合	特段の手続不要 ※介護保険法の指定（許可）と同時に、生活保護法によるみなし指定を受けません。
	生活保護法等の指定不要の場合	申出書の手続必要 ※その旨の申出書の提出により、生活保護法等によるみなし指定は受けません。

## ○届出事項について

指定後、指定内容に変更等が生じた場合は、届出が必要となります。届出が必要となる事項については、届出一覧を御確認ください。

届出一覧

指定内容に変更等が生じた場合は、10日以内に届出を行う必要があります。

	届出を要する場合	提出書類	指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	処分届
新規申請	平成26年6月30日以前に介護保険法で指定を受けているが、生活保護法での指定を受けていない介護機関が、新たに生活保護の指定を受ける場合 ※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による指定を受けた介護機関はみなし指定となるため不要		○							
指定を受けている場合	介護保険事業所番号の変更を伴わない次の変更があった場合 (1) 開設者の名称、所在地の変更 (2) 開設者の代表者の役職、氏名の変更 (3) 事業所の名称、所在地の変更 (4) 管理者の氏名、住所、生年月日の変更				○					
	(1) 事業を廃止する場合 (2) 事業廃止を伴わないものの、介護保険事業所番号が変わった場合 ※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による指定廃止となった介護機関は、みなし廃止となるため不要					○				
	事業を休止する場合						○			
	休止した事業を再開する場合							○		
	生活保護法による指定を辞退する場合 (30日以上予告期間が必要)								○	
	他法による処分を受けた場合 ※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による指定を受けた介護機関で、指定取消処分を受けた場合は、みなし取消となるため不要									

※ご不明な点等ありましたら、福祉監査指導課へお問い合わせください。(TEL:0857-26-7144)

○生活保護法による指定介護機関に関する事務は、福祉監査指導課保護担当が行っていますので、必要書類を鳥取県知事宛に直接又は介護機関の所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。

※各種届出書のダウンロード及び提出先については、鳥取県公式ホームページを御覧ください。 >> (<https://www.pref.tottori.lg.jp/255466.htm>)